

資料 3

母子保健専門分科会の審議事項について

平成28年度第1回柏市保健衛生審議会母子保健専門分科会

日時：平成28年11月8日(火)

15:00～16:30

会場：ウェルネス柏4階大会議室

次 第

1 開会

2 議題

(1) 柏市母子保健計画の周知状況について

(2) 柏市母子保健計画の進捗状況について

(3) 平成29年度の取り組みについて

3 事務連絡

4 閉会

平成28年度 柏市保健衛生審議会母子保健専門分科会

《会議資料一覧》

- 資料① 柏市母子保健計画の周知状況について

- 資料② 基本施策の優先的取り組み・政策工程表
(柏市母子保健計画アクションプラン抜粋)

- 資料③ 平成28年度柏市母子保健計画進捗報告
～切れ目のない支援体制整備に向けて～

- 資料④ 柏市母子保健計画指標進捗データ

- 資料⑤ 平成29年度に向けて
柏市版子育て世代包括支援センター(案)

柏市母子保健計画の周知状況について

《配布先一覧》

区分	配布先
関係団体	柏市医師会
	柏歯科医師会
	柏市薬剤師会
	柏市民健康づくり推進員連絡協議会
医療機関等	柏市内医療機関（産婦人科，小児科）
	柏市内歯科医院
保育園・子育て支援関係等	柏市私立認可保育園協議会（私立認可保育園）
	柏市立保育園
	はぐはぐひろば沼南，児童センター等
教育関係	柏私立幼稚園協会（私立幼稚園）
	教育委員会関係各課
	図書館（本館，分館，こども図書館）
	市立小学校・中学校・高等学校
庁内関係	総務部（行政資料室），市民生活部（近隣センター，柏駅前行政サービスセンター，出張所，沼南支所），企画部，地域づくり推進部，保健福祉部，保健所，こども部，経済産業部 の関係各課
議会関係	市議会議員及び議会事務局
その他	講演会，ウェルネス柏窓口設置 等

資料②

基本施策の優先的取り組み・政策工程表

(柏市母子保健計画アクションプラン抜粋)

	優先	28	29	30	31	32
基本目標 1 安心した妊娠・出産と、心ゆたかに子育てができるまち						
施策分野 1 切れ目のない妊産婦・乳幼児の支援						
①妊娠から継続した総合的な支援体制の整備	○	準備	整備	充実	●	→
②乳幼児期の健やかな成長の支援				充実	●	→
③地域ぐるみの子育て支援の充実			整理	充実	●	→
④災害等における危機管理体制の整備	○	整備		●	→	
施策分野 2 妊娠期からの児童虐待防止対策						
①リスクを抱えた妊産婦及び家庭への支援	○	充実	●	→		
②地域の医療、福祉、保育機関等との連携			整理	充実	●	→
基本目標 2 子どもの育ちと子育てを支え合うまち						
施策分野 1 子育て・子育て・親育ちの支援						
①育児・健康等の不安の軽減	○		整備	充実	●	→
②地域の医療、福祉、保育、教育機関等との連携				充実	●	→
③子育て・子育て・親育ちに関する啓発・環境整備			整理	充実	●	→
施策分野 2 健やかな体と心をつくる学びの推進						
①心身の健康づくりの基本に関する教育の推進				充実	●	→
②健康的な生活習慣の獲得に向けた環境整備	○	整理	充実	●	→	
基本目標 3 配慮が必要な子どもの健やかな成長を見守り、支え合うまち						
施策分野 1 配慮が必要な子ども及び配慮が必要な子育て家庭への切れ目のない支援						
①要支援家庭への個別支援の充実				充実	●	→
②発達発育・養育環境等の不安の軽減	○			充実	●	→
③発達障害に関する正しい理解と適切な支援の普及啓発		整理	充実	●	→	
④地域の医療福祉、保育、教育、療育機関等との連携の強化				充実	●	→

柏市母子保健計画 推進のための長期スケジュール (10年間)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	H38 年度
柏市母子保健計画	開始			中間評価の調査	中間評価・計画修正				最終評価	次期計画のベースライン調査	次期計画の策定
中期的計画	開始				評価・作成	開始				評価	次期計画の中期計画策定
短期的計画											

1

柏市母子保健計画の評価・推進体制について

母子保健計画の着実な推進のため、策定直後及び中間評価後に中期的計画を作成するとともに、毎年各事業の具体的なあり方等を含む短期的計画を作成し、母子保健計画に基づく事業の運営を行う。

	柏市母子保健計画 10年間	中期的計画 5年間 (アクションプラン)	短期的計画 1年間 (事務事業シート等)
内	現状と課題		
	今後の母子保健施策の方向性 (基本理念・推進施策体系・取組み)	<ul style="list-style-type: none"> 推進施策の各項目と事業及び事業外の取組みとの関係性 推進施策の具体的なアプローチ(事業及び事業外の取組み) 	<ul style="list-style-type: none"> 推進施策に基づく単年度の具体的なアプローチ(事業及び事業外の取組み) 計画→実施→チェック→評価
容	母子保健施策の指標・目標値		
	母子保健計画推進にあたっての評価・推進体制	<ul style="list-style-type: none"> 具体的アプローチ(事業及び事業外の取組み)を鑑みた具体的評価・推進体制 	
	進捗状況及び評価結果等の広報と周知方法		

平成28年度柏市母子保健計画進捗報告 ～切れ目のない支援体制整備に向けて～

平成28年度 地域健康づくり課

柏市保健衛生審議会母子保健専門分科会資料(H28.11.8)

基本目標	施策分野	基本施策
1. 安心した妊娠・出産と、心ゆたかに子育てができるまち	(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児の支援	① 妊娠から継続した総合的な支援体制の整備
		② 乳幼児の健やかな成長の支援
		③ 地域ぐるみの子育て支援の充実
		④ 災害等における危機管理体制の整備
	(2) 妊娠期からの児童虐待防止対策	① リスクを抱えた妊産婦及び家庭への支援
		② 地域の医療、福祉、保育機関等との連携
2. 子どもの育ちと子育てを支え合うまち	(1) 子育て・子育て・親育ちの支援	① 育児・健康等の不安の軽減
		② 地域の医療、福祉、保育、教育機関等との連携
		③ 子育て・子育て・親育ちの支援に関する啓発・環境整備
	(2) 健やかな体と心をつくる学びの推進	① 心身の健康づくりの基本に関する教育の推進
		② 健康的な生活習慣の獲得に向けた環境整備
3. 配慮が必要な子どもの健やかな成長を見守り支え合うまち	(1) 配慮が必要な子ども及び配慮が必要な子育て家庭への切れ目のない支援	① 要支援家庭への個別支援の充実
		② 発達障害・養育環境等の不安の軽減
		③ 発達障害に関する正しい理解と適切な支援の普及啓発
		④ 地域の医療、福祉、保育、教育、療育機関等との連携の強化

切れ目のない支援体制の整備

産前

産後

新生児

乳児

幼児

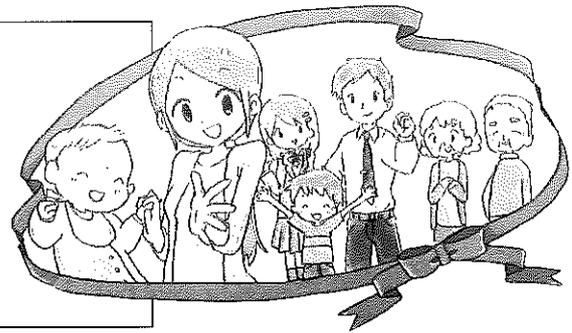
保健師等全数面談による
母子健康手帳の交付
・産後うつ予防、早期対応

新生児訪問の全数実施
・新生児の虐待予防

育児相談機能の整理と強化
・地域での見守り支援
・専門的な相談支援

地域や多機関連携

- 切れ目のない支援の実現
 - ・支援がつながる安心感
 - ・各相談先で「はじめから話さなくても良い」
- 早期支援の実現
 - ・望まない妊娠への対応支援
 - ・育てにくさを抱える子育て家庭への支援
 - ・虐待防止の強化



平成28年度優先的取り組み事項

- ・ 妊娠期から継続した総合的な支援体制の整備
- ・ 育児・健康等の不安の軽減
- ・ 健康的な生活習慣の獲得に向けた環境整備
- ・ 発達発育・養育環境等の不安の軽減
- ・ 災害等における危機管理体制の整備

平成28年度 進捗報告

○ケース支援の強化

- ・『新生児訪問の第1子全数実施』
⇒早期アセスメント, 早期支援の実現
- ・『地域担当制によるケース支援の実施』
⇒地域担当保健師によるケース支援の強化
- ・子育て世代包括支援センター設置準備

○支援内容の整理

- 平成29年度事業実施準備

○災害等における危機管理体制の整備

- 庁内部署連携の推進による情報整理
- 近隣自治体取り組み情報収集(災害時母子避難救護研修参加予定)

新生児訪問実施状況

- ・ 新生児及び産婦を対象に新生児訪問指導員が家庭訪問し、育児の相談・助言を行っている。
- ・ 平成28年度より、第1子は、全数対象を基本としている。

平成28年度実績(平成28年度4月～8月)

(単位:人)

新生児	産婦	総数
687	687	1,374

母子健康手帳交付時の対応状況

平成27年度実績

対応職種	発行場所	発行状況 (割合)	要支援者把握 状況(割合)
事務職員	行政サービスセンター	40%	10.4%
	各出張所(10ヶ所)	17%	
保健師等	保健所	5%	14.8%
	沼南支所	6%	
	本庁	32%	

母子健康手帳交付時の対応予定

平成29年度見込み

対応職種	発行場所	対応予定(割合)
保健師等	保健所	15%
	沼南支所	15%
	本庁	70%

保健師等による面談率 100%を実現

子育て世代包括支援センター設置準備

- 人材育成
保健師等による全数面接実施に向けて、
臨時保健師に対する現場研修の実施
- フォロー体制の強化
地域担当保健師によるケース支援の推進
既存事業の見直し等推進
- その他
予算作成, 補助金申請準備等

体制整備に向けての課題

- 安定的な支援体制の整備
(安定的な面談, 課内体制の確保)
(人材・予算の確保, スキルの向上)
- フォロー体制の充実
- 既存事業の統合, 整理
- 関係部署, 関係機関との連携

柏市母子保健計画指標推移

※(★)を付記した指標は【柏市独自】に挙げた内容であり、その他は【健やか親子21(第2次)】における指標と同内容である。

指標番号	指標名	データベース (計画策定当時 平成26年度)	平成27年度	
1	妊娠・出産について満足している者の割合	「とても満足している」(31.5%) 「満足している」(59.6%) 91.1%	3・4か月児 67.7%	
2	むし歯のない3歳児の割合	82.7%	80.5%	
3	妊娠中の妊婦の喫煙率	2.6%	1.3%	
4	育児期間中の両親の喫煙率(母)	3～6か月児:4.6% 1歳6か月児:6.5% 3歳児:9.7%	3・4か月児:1.9% 1歳6か月児:5.4% 3歳児:7.0% 合計:4.8%	
5	育児期間中の両親の喫煙率(父)	3～6か月:32.0%	3・4か月児:29.1% 1歳6か月児:34.7% 3歳児:35.9% 合計:33.2%	
6	妊娠中の妊婦の飲酒率	2.3%	1.8%	
7	乳幼児健康診査の未受診率	3～6か月児:1.7% 1歳6か月児:8.2% 3歳児:10.7%	3～6か月児:1.9% 1歳6か月児:7.9% 3歳児:9.2%	
8	乳幼児健康診査の満足度(★)	「とても満足している」 「満足している」 1歳6か月児:78.5% 3歳児:80.8%	—	
9	仕上げ磨きをする親の割合	1歳6か月児:69.6% 3歳児:96.3%	1歳6か月児:76.0%	
10	今後も柏市で子育てをしたいと希望する親の割合(★)	3～6か月児:96.7% 1歳6か月児:93.0% 3歳児:91.2%	3・4か月児:90.8% 1歳6か月児:93.2% 3歳児:95.5% 合計:93.2%	
11	仕事を持つ妊婦の割合(★)	53.9%	—	
12	地域の人からの声かけ状況(★)	3～6か月児:77.7% 1歳6か月児:88.8% 3歳児:83.3%	—	
13	妊娠届出時の保健師等による面談率(★)	41.4%	42.0%	
14	ハイリスク妊婦の割合(★)	11.0%	12.3%	
15	特定妊婦の割合(★)	2.9%	3.5%	
16	乳児家庭全戸訪問事業での面談率(★)	68.6%	59.1%	※『面談済み』の基準変更のため、面談率が低下した。詳細は以下のとおり。 ・平成26年度当初『児の目標ができなくとも保護者に話しが聞けて問題ない場合』も面談済み ・平成26年度途中『児の目標ができた』ことで面談済み
17	新生児訪問の実施率(★)	51.9%	66.0%	
18	積極的に育児をしている父親の割合	「よくやっている」 3～6か月児:47.1%	「よくやっている」 3・4か月児:52.2%	
19	子どものかかりつけ医師を持つ親の割合	3～6か月児:59.3% 1歳6か月児:81.1% 3歳児:80.6%	※参考(平成28年4月～9月データ) 3歳児:85.2%	

平成29年度に向けて

柏市版子育て世代包括支援センター (案)

子育て世代包括支援センターイメージ(厚生労働省)

子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開【平成29年4月施行・母子保健法】

- 現状様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)を立ち上げ、切れ目のない支援を実施。
- ワンストップ拠点には、保健師、ソーシャルワーカー等を配置してきめ細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。
- 子育て世代包括支援センターを法定化し、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。
 > 平成27年度実施市町村数:138市町村 > 平成28年度実施市町村数(予定):251市町村(423か所)

地域ごとの工夫をこらして子育て世代包括支援センターを立ち上げ、コーディネーターが、各機関との連携・情報の共有を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成

地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等を実施

妊産婦等を支える地域の包括支援体制の構築



妊娠前	妊娠期	出産	産後	育児
妊娠に関する普及啓発	産前・産後サポート事業(子育て経験者等の「相談しやすい話し相手」等による相談支援)	産後ケア事業(心身のケアや育児サポート等)	子育て支援策	子育て支援策
不妊相談	妊婦健診	乳児家庭全戸訪問事業	産後ケア事業(心身のケアや育児サポート等)	保育所
	両親学級等		定期健診	地域子育て支援拠点事業
			予防接種	児童・乳児院
				その他子育て支援策

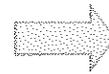
柏市版子育て世代包括支援センター(案)のイメージ

- 様々な機関が行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、妊娠届出時に保健師が全数面接実施をすることにより、ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)において、切れ目のない支援を実施。
- ワンストップ拠点には、保健師等を配置して決め細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。

保健師等が、各機関との連携、情報の共有を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行うと共に、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成

+

妊娠・出産に係る相談支援の強化、産前・産後のサポート事業等を実施



妊産婦を支える地域の包括支援体制の構築

センター設置のメリット

➤市民サービスの向上

全ての妊婦の状況を継続的に把握し、支援が必要な方には、早期に支援プランを策定し、**妊産婦等を包括的・継続的に支援すること**で、**子育てに対する不安を軽減し、安心感や自信を醸成**できる。

➤効率的なサービスの提供

ワンストップで相談を受け、専門職がコーディネートすることで、**必要なサービスを効率的に提供**できる。

子育て世代包括支援センターに盛り込む事業(案)

【妊娠前】○妊娠に関する普及啓発

【妊娠期から出産・産後】

○産前・産後サポート事業

①プラン作成

②「にこにこダイヤル柏」

③ハイリスク等グループ支援

○センター職員によるプランに応じた支援

○産後ケア事業

○産婦健診

○こんにちは赤ちゃん訪問(新生児訪問+乳幼児全戸訪問事業)

【育児】

○7～8か月児相談

児童福祉法改正への対応①

支援を要する妊婦等に関する情報提供 【平成28年10月施行・児童福祉法】

考え方

- 虐待による死亡事例における0歳児の割合は4割強を占める。
 - 0歳児の死亡事例の背景として、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていること、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題等がある。
- ← 支援を要する妊婦等を把握しやすい機関が、妊娠期から虐待リスクに着目し、市町村を通じ、支援につなぐことが必要。

改正法による対応

○ 支援を要する妊婦等(※)を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。

※「支援を要する妊婦等」とは

- ①特定妊婦: 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦)
- ②要支援児童: 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭・不適切な養育状態にある家庭等の児童)

<支援を要する妊婦と虐待による死亡事例の関連データ>

	0歳児(※1)	0日児(※1)	母子健康手帳の未発行(※2)	妊婦健診の未受診(※2)
虐待による死亡事例における割合	44.0%	16.8% (このうち望まない妊娠の割合は70.4%)	17.6%	21.7%

※1 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第1次から第11次報告の累計(平成15年～26年)
 ※2 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第3次から第11次報告の累計(平成17年～26年)

児童福祉法改正への対応②

母子保健施策を通じた虐待予防等 【公布日施行・母子保健法】

現状

- 妊産婦や乳幼児等への健診・保健指導等を行う母子保健事業は、児童虐待の予防や早期発見に資するものである。
- 母子保健法は、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的とする法律である。



考え方

- 母子保健事業が児童虐待の予防や早期発見に資するものであることが母子保健法上明確になっていない。

改正法による対応

- 母子保健事業の実施に当たっては、当該事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることに留意するよう、母子保健法において明確化する。

平成29年度 新規事業予定①

母子健康手帳交付時の妊婦全数面接

- ・妊娠届出時に保健師・助産師等による全数面接と情報提供
- ・要支援者に対するオーダーメイドの支援プランの策定
- ・全ての妊婦を継続的に把握

現在の母子健康手帳発行場所を市内3か所に集約
⇒「子育て世代包括支援センター」として
設置

- 平成29年度:中央エリア, 南部エリア, 保健所内に設置
※北部エリアは, 市の公共施設整備状況に合わせて設置
- 保健師・助産師(臨時職員)・精神保健福祉士(臨時職員)
・事務職(臨時職員)を配置予定

利便性から質の向上へ

妊娠中の支援

- ・支援プランに基づく情報提供やサービス
⇒電話相談や面談，家庭訪問等
- ・産科医療機関との連携
⇒妊婦健康診査の受診状況等の把握

出産直後の支援

- ・支援プランに基づく情報提供やサービス
⇒出産直後の家庭訪問や産後ケア訪問等
- ・支援に必要な継続的サービス利用に向けて
⇒コーディネート

平成29年度 新規事業予定②

産後ケア事業

【目的】

退院直後の母子に対して，心身のケアや育児サポート等を行い，産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的として実施。

【対象者】

家族等から十分な家事，育児などの援助が受けられない産婦及びその子で，かつ，①「産後に心身の不調又は育児不安等がある者」，又は②「その他特に支援が必要と認められる者」(ただし，病院等への入院を要するものは除く。)

平成29年度 新規事業予定③

【その他】

- 妊娠に関する普及啓発
 - …子育て世代包括支援センターのPR
- プレ事業
 - …ミニ「ママ・パパ学級」
 - …7～8か月児育児相談

29年度 既存・拡充事業①

【既存】

「にこにこダイヤル柏」

- …従来より実施している「にこにこダイヤル柏」を子育て世代包括支援センターの事業に盛り込み、妊娠、出産、育児等に関する専用相談電話として、充実強化していく。

29年度 既存・拡充事業②

【拡充】

こんにちは赤ちゃん事業

(新生児訪問＋乳児家庭全戸訪問事業)

- 新生児訪問と乳児家庭全戸訪問事業を統合し、こんにちは赤ちゃん事業として実施。
- 全数の新生児・産婦を対象に新生児訪問指導員(保健師・助産師)による家庭訪問を実施。
- 新生児訪問で会えなかった家庭には、乳幼児全戸訪問事業として生後4か月頃に看護師による訪問を実施。

センターに期待される効果

- 妊娠届出をすることで、子育てや健康に関して相談できる人と場所があることを知ることができ、安心・安全な出産、子育てにつながらり、児童虐待予防に寄与できる。

妊娠届出時の保健師等専門職による全数面接

支援の必要性の判断

・オーダーメイド支援プランの策定
・支援の実施

- 既存の母子保健サービスの質の向上や新たな支援プランの構築につながる。
- ソーシャルキャピタルの新たな創出と醸成につながる。

センター設置に向けての課題

- 専門性の高い専門職の確保と、人材育成
- 子育て世代が利用しやすい場所での実施のための開設場所の確保
- 母子健康手帳の交付場所を集約することによる市民への説明
- 既存の母子保健サービスや各種関係機関との連携やネットワークの整備（支援拠点等との円滑な連携体制の構築）